高知県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定事業実施要領

高知県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定事業の運営については、高知県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定事業実施要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領により行うものとする。

第１　認定審査会の設置等

　　　要綱第４条第１項の実施計画の確認を行うため認定審査会を設置することとし、その組織及び運営、その他審査に必要な事項については別に定める。

第２　防災関連商品の申請

　　　要綱第３条第１項により申請しようとする新商品が防災関連用途のものである場合は、その新商品について、あらかじめ、高知県防災関連産業交流会の防災関連製品認定審査会が行う審査を受け、認定を得ておくこと。

第３　公募

１　要綱第３条第１項の申請は、公募によりこれを受け付ける。

２　公募は原則として年２回（概ね6月と11月）に実施し、応募の区分は物品又は役務の提供とする。

３　県外企業からの応募等、要綱第２条の申請要件を明らかに満たしていない応募があった場合は、これを受理しない。

４　要綱第３条第２項第５号の暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿は、要領様式第１号の１及び２とする。

第４　調達

　　　要綱第10条第２項により認定商品を調達した各課室等は、購入した商品名や金額、数量等について、要領様式第２号により速やかに工業振興課に提出する。

第５　使用後の評価等

１　認定商品を調達した各課室等は、要綱第10条第４項による評価を要領様式第３号により行い、工業振興課に提出する。

　２　工業振興課は、各課室等から提出のあった評価表を取りまとめ、要領様式第４号により認定事業者に通知する。

附　則

この要領は、平成24年12月３日から施行する。

この要領は、平成25年７月11日から施行する。

この要領は、平成26年１月10日から施行する。

この要領は、平成26年５月26日から施行する。

この要領は、平成28年２月22日から施行する。